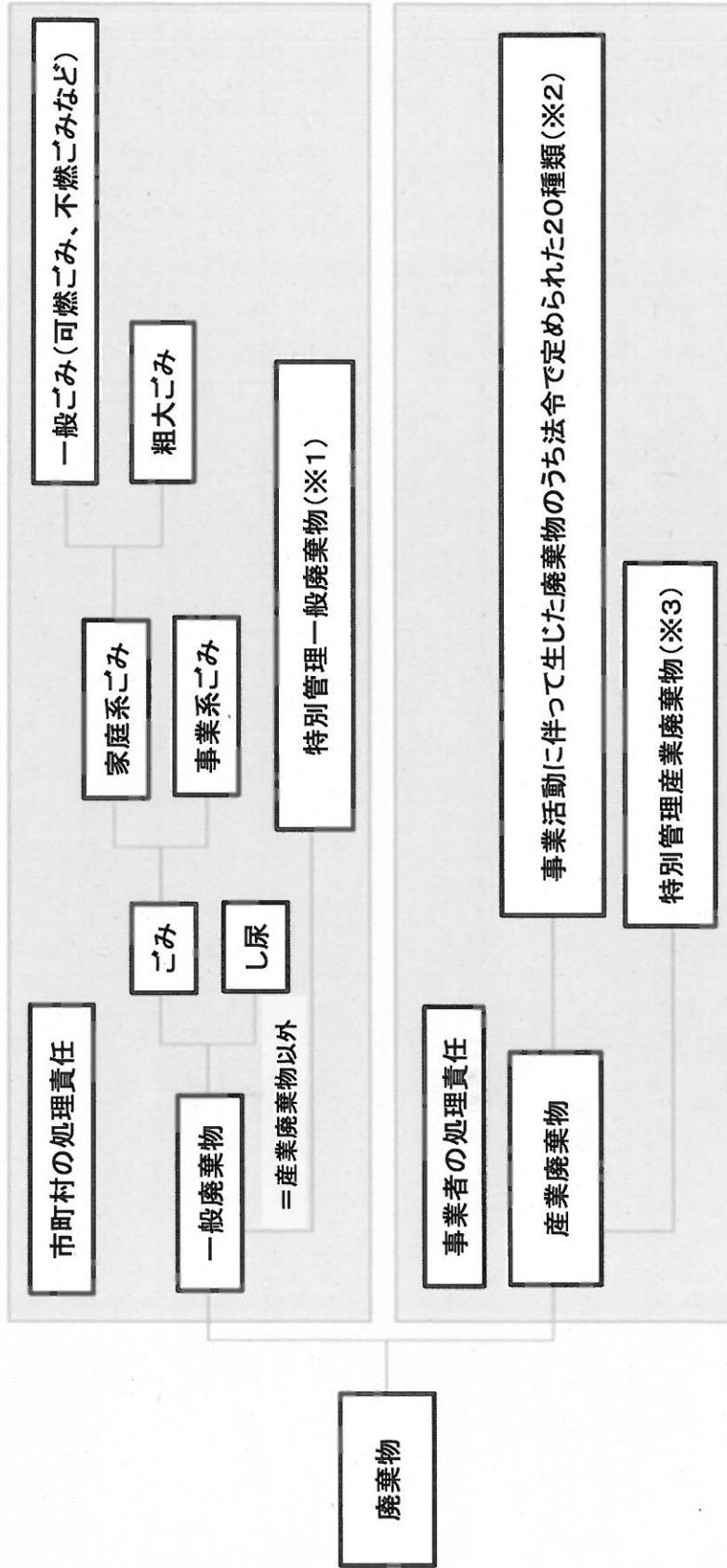


廃棄物の区分

参考資料4-2



注 1:一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

2:燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コシンクリートくず及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

3:産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

資料:環境省「平成25年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より